

調達要求番号：2PRZ1C30001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	—	仕様書番号
日本薬局方，ブドウ糖	EM-T130536E	
	作成	平成25年 6月10日
	変更	平成31年 3月26日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の日本薬局方，ブドウ糖について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書において、表1の番号によって指定する。

表1—種類

番号	物品番号	規格
1	MSY5100000019	500 g
2	MSY5100000025	5 kg

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の規格による。

例 日本薬局方，ブドウ糖，500 g

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下，“医薬品医療機器等法”という。）

日本薬局方（明治19年内務省令第10号）

2 一般的事項

“医薬品医療機器等法”によって、医薬品として製造（輸入）承認された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

品質保証は、次による。

- a) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において、製造後12か月以内とする。ただし、製造後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。
- b) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、使用期限を同一のものとする。
- c) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、**図1**によるものとし、契約の相手方は、納品書に**図1**を添付して提出するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、**図1**の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所
会 社 名
代表者名

契 約 番 号
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・
・
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(元号) 年 月 日

図1－納入品証明書

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	2 P R Z 1 C 3 0 0 0 1	作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 4年 3月11日	作 成 年 月 日	平成31年 3月26日
仕 様 書 番 号	E M - T 1 3 0 5 3 6 E		

1 調達品目

品名	規格	カタログ製品名 ^{a)}
日本薬局方、ブドウ糖	500 g	日医工(株) ブドウ糖「日医工」 500 g 日興製薬(株) ブドウ糖「ニッコー」 500 g 山善製薬(株) ブドウ糖 500 g 小塚製薬(株) ブドウ糖「コザカイ・M」 500 g 扶桑薬品工業(株) ブドウ糖 500 g 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
	5 kg	扶桑薬品工業(株) ブドウ糖 5 kg (1 kg×5) 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 日本薬局方によって規定された“ブドウ糖”とする。
- b) 組成は、1 g中に日本薬局方ブドウ糖1 gを含有するものとする。
- c) 質量は、規格による。